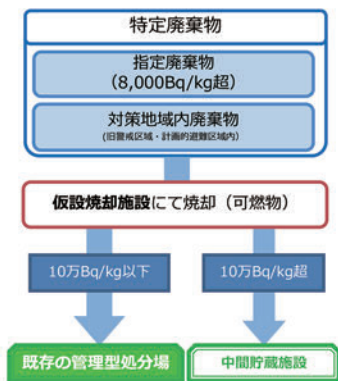



- 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。
- 福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。



## 減容化事業の例

下水汚泥	<b>福島市堀河町終末処理場</b> 2014年10月末、脱水汚泥等の乾燥処理を完了。2016年3月末には施設の解体完了。 	<b>福島県東中浄化センター (郡山市)</b> 2014年3月、脱水汚泥等の焼却事業を終了。以降、県が8千Bq/kg以下の焼却処理を行い、2016年5月末で焼却完了。 
	<b>農林業系廃棄物等</b>	<b>飯館村</b> 2015年7月末をもって、農林業系廃棄物等の焼却を終了。 <b>開閉所 (田村市・川内村)</b> 県中・県南等24市町村の農林業系廃棄物を減容化する事業。2017年8月から処理開始。 

環境省作成

福島県内の指定廃棄物の処理については、放射能濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしています。

また福島県内では、焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を実施しています。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2021年3月31日